

eQセーフティシート

<高所作業車両の落下物対策シート>

高所で作業を行う際は落下物による危害を生じないように必要な防護施設を設けるよう指導されています



従来のブルーシートやコンパネなどを用いての落下防止施設では**問題点**が多くありました。

操作の安全性確保!!
操作盤の周辺が
スツキリ!!



- ・取り付け、撤去がワンタッチで脱着時間を1/4に短縮
- ・二分割式で多種作業台への取付も可能
- ・手摺中段での取り付けも可能
- ・作業台寸法に応じて作成可能
- ・単一部品(止め具)で装着
- ・安全帯の取り付け位置を確保
- ・材質は消防庁防災規格適合品を採用
- ・ネットタイプも製造できます

廉価タイプ

材質をポリエチレン0.25mm厚、手摺取付けをひも結束とした廉価仕様で経済的です。またハトメをプラスチック性にしており、廃棄する場合は可燃物として処理可能です。



みち、ひと…未来へ。

eQセーフティシート

建設工事公衆災害防止対策要綱

○建設工事公衆災害防止対策要綱の制定について

〔平成5年1月12日〕
〔建設省経建発第1号〕

建設事務次官から、各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて

標記要綱は、建設工事における適正な施工を確保し、公衆災害を防止するための技術基準として、最近の建設工事における技術的な進歩や市街地等での複雑な制約条件に対応しつつ、建設工事現場における最近の重大事故の発生に対処するため、これまでの「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱(昭和39年制定、昭和60年最終改正)」の適用範囲及び規定内容を見直すとともに、新たに建築工事についての規定を加えることにより、別添のとおり制定したものである。

なお、「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱(昭和39年10月1日建設省発計第57号)」は廃止した。

第14章 高 所 作 業

第99 仮 囲 い

施工者は、地上4メートル以上の高さを有する構造物を建設する場合には、工事期間中作業場の周囲にその地盤面(その地盤面が作業場の周辺の地盤面より低い場合においては、作業場周辺の地盤面)から高さが1.8メートル以上の仮囲いを設けなければならない。ただし、これらと同等以上の効力を有する他の囲いがある場合又は作業場の周辺の状況若しくは工事状況により危害防止上支障がない場合においてはこの限りでない。

2 前項の場合において、仮囲いを設けることにより交通に支障をきたす等のおそれがあるときは、金網等透視し得るものを用いた仮囲いにしなければならない。

3 施工者は、高架線、橋梁上部工、特殊壁構造等の工事で仮囲いを設置することが不可能な場合は、第101(落下物に対する防護)の規定により落下物が公衆に危害を及ぼさないように安全な防護柵施設を設けなければならない。

第101 落下物に対する防護

施工者は、地上4メートル以下の場所で作業する場合において、作業する場所からふ角75度以上のところに一般の交通その他の用に供せられている場所があるときは、作業する場所の周囲その他危害防止上必要な部分を仮材等をもって覆う等落下物による危害を防止するための必要な施設を設けなければならない。

なお、地上4メートル以下の場所で作業する場合においても危害を生じるおそれがあるときは、必要な施設を設けなければならない。



道交法上、工事区間外ではシートやコンパネなどを取り付けたままでの走行はできません

共同開発・共同出願：西日本高速道路エンジニアリング九州(株)・(株)レンタルのニッケン

※このカタログの内容は予告なく変更させて頂くことがあります。

発売元

みち、ひと…未来へ。



西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴1丁目2番22号 天神ジャパンビル

営業本部 営業部 eigyou@w-e-kyushu.co.jp

TEL 092-771-1414 FAX 092-771-6882

URL / <http://www.w-e-kyushu.co.jp>

エンジニアリング九州

検索

※このカタログの内容は予告なく変更させて頂くことがございます。
※このカタログは再生紙を使用しています。